

滋賀県子ども連れや妊娠中の方にやさしい取組推進事業費補助金 Q & A

Q 1 県外の事業者でも補助対象となるのか。

A 1 : 不特定多数の子ども連れや妊娠中の方の利用が見込まれる滋賀県内の施設に係る整備であれば、県外事業者の方も補助対象となります。

Q 2 県内に複数の施設を所有している場合、施設ごとの申請となるのか。

A 2 : 事業者ごとの申請となりますので、複数施設が該当となる場合は、まとめて1申請としてください。

例) 滋賀県内でA施設、B施設を運営しており、両施設の補助金申請を行う場合は、A施設、B施設合わせて上限 250 千円となります。

Q 3 同一年度内に同事業者から2回申請することは可能か。

A 3 : 同一年度内での申請は事業者ごとに1回のみとなります。次年度に同様の補助金があった場合、再度申請いただくことは可能です。

Q 4 店舗内の机や椅子等の物品の購入は対象となるか。

A 4 : 通常スペースに配置するための机や椅子の購入は対象となりません。ただし、授乳室やキッズルームを整備するために必要な机や椅子の購入や、ベビーチェア等の子どもに特化した物品の購入は対象となります。

Q 5 和式トイレを洋式トイレに改修する費用は対象となるか。

A 5 : 対象となりません。

Q 6 授乳室の空調整備に係る費用は対象となるか。

A 6 : 授乳室が独立しており、「授乳室内の暑さ対策」に限定して整備されたものののみ補助対象となります。申請される際は、授乳室の広さの規模に合った仕様の空調整備としていただくとともに、授乳室の広さ（面積）がわかるよう、図面等に数値の記載をお願いします。

Q 7 既存設備の撤去費は対象となるか。

A 7 : 整備を行うために必要な本工事費、付帯工事費等は補助対象となりますが、既存設備の撤去費用は対象となりません。

Q 8 タブレットの購入は対象となるか。

A 8 : パソコンやタブレット等の汎用性のある物品の購入は対象となりません。

Q 9 県や市の施設の整備は対象となるか。

A 9 : 対象となりません。